

「ゼロエミッション船等の建造促進事業」公募
よくある質問への回答

2024/10/1

通番	公募要領の章	詳細な該当箇所	よくあるご質問	回答
1	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)間接補助対象事業者	関連船用機器等の生産設備の整備と船舶に搭載するための設備の整備など、複数の案件に同時に申請することは可能でしょうか。	可能です。(添付(記入方法の参照)も参照下さい。)
2	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)間接補助対象事業者	「事業終了後の建物・設備等の管理・運営等に責任を持つ」とは具体的にどのようなことですか。	公募要領1.(2)I⑤イ.に記載のとおり、補助事業終了後5年間以上、生産継続できるような投資計画や実施体制を備えていることを想定しております。なお、補助事業終了後5年以上経過した後も、補助金で取得又は効用が増した資産を財産処分制限期間内に処分する場合には、所定の手続きが必要となりますのでご留意ください。
3	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I①表1(補助対象設備等)について	公募要領「1.(2)I①表1(補助対象設備等)」の中項目「エンジンの生産設備」にはどのようなものが含まれますか。	該当例に、エンジン生産建屋、エンジン運転台、エンジン試運転に係る設備、エンジン生産設備、エンジン部品生産設備、新燃料供給・受入・貯蔵・処分設備、付帯設備(エンクロージャー、排ガス処理関係設備、安全設備、排気ガス浄化装置)が挙げられます。
4	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I①表1(補助対象設備等)について	公募要領「1.(2)I①表1(補助対象設備等)」の中項目「燃料タンク」の生産設備にはどのようなものが含まれますか。	該当例に、燃料タンク生産建屋、燃料タンク生産設備(溶接、塗装、防熱、固定具等)、燃料タンクの品質確認用試験設備、燃料タンク部品生産設備、付帯設備(クレーン、運搬台車、ガスコンプレッサー、移動屋根)が挙げられます。
5	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I①表1(補助対象設備等)について	公募要領「1.(2)I①表1(補助対象設備等)」の中項目「燃料供給システム」の生産設備にはどのようなものが含まれますか。	該当例に、燃料供給システム生産建屋、燃料供給システム生産設備、燃料供給システムの品質確認用試験設備、燃料供給システム部品生産設備が挙げられます。
6	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I①表1(補助対象設備等)について	公募要領「1.(2)I①表1(補助対象設備等)」の中項目「電気推進、燃料電池システム」の生産設備にはどのようなものが含まれますか。	該当例に、電気推進システムの生産設備、電気推進システムの部品生産設備、電気推進システムの品質確認用試験設備、燃料電池システムの生産設備、燃料電池システムの部品生産設備、燃料電池システムの品質確認用試験設備が挙げられます。
7	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I①表1(補助対象設備等)について	公募要領「1.(2)I①表1(補助対象設備等)」の大項目及び中項目「艦装プラットフォーム等」にはどのようなものが含まれますか。	該当例に、陸上先行艦装用建屋(配管設置、溶接、塗装)、クレーン(新設又は能力を増強したもの)、艦装棧橋、拡張したドック、ドック周辺設備(ゲート、ウィンチ、ポンプ、台座)、付帯設備(クレーンレール、係留ドルフィン、特殊フォークリフト、エレベータータワー)、クレーン付帯設備(移動屋根、移動台車、遠隔操作設備)、新燃料の供給・受入・貯蔵・処分設備、陸上先行艦装用設備(配管設置、溶接、塗装)、艦装用電力・流体設備が挙げられます。
8	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I②補助対象	土地やオフィス用建物の取得費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。公募要領「2. 対象経費の区分、補助率及び限度額等について」も参照下さい。
9	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I②補助対象	システム購入費とは具体的にどのようなものが対象になるのですか。	設備機械装置を稼働させるため直接的に必要なソフトウェアの購入費が対象となります。公募要領「2. 対象経費の区分、補助率及び限度額等について」も参照下さい。
10	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I②補助対象	ゼロエミッション船等の修繕用の設備は補助対象となりますか。	本間接補助事業は、生産設備の整備を補助事業としたものであり、修繕設備は補助対象外となります。公募要領「2. (対象経費の区分、補助率及び限度額等について)」も参照下さい。
11	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I②補助対象	新規設備導入にあたり、既存設備の撤去、廃棄工事が発生する場合、これらは補助対象となりますか。	「既存建物、設備機械装置の撤去費」、「既存設備機械装置の移設費」は補助対象外となります。公募要領「2. (対象経費の区分、補助率及び限度額等について)」も参照下さい。
12	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I②補助対象	土木工事は補助対象となりますか。	土木工事は補助対象外となります。公募要領「2. (対象経費の区分、補助率及び限度額等について)」も参照下さい。
13	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)I④投資計画の公表	「投資の決定を対外発表した事業でないこと」とは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	プレスリリース等において投資の決定を対外発表している場合のほか、決算発表等の自社の方針を対外的に発表する場において表明された事業ではないことを想定しております。

14	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ④投資計画の公表	交付決定日以前に公表した自社の中長期経営計画において、仔細の事業については触れずに、「GXに向けた投資を行う」と記載されているが、このような場合、「交付決定日より前に対外発表をした」ことになるのでしょうか。	個別具体的な投資計画を決定したとして発表されたものでなければ、対外発表されたものにはあたりません。
15	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ⑤投資計画の内容	公募要領「1. (2) I ⑤ア」に記載の造船法第11条の認定に関する（注1）について、認定を受けるに至らない「正当な理由なし」とは、どのような状況が想定されますか。	計画認定に向けた手続きを行うことなく、交付決定後6ヶ月を超えた場合等が想定されます。逆に、十分な時間的余裕をもって国土交通省に申請したにもかかわらず、国土交通省の審査が長引いたことにより交付決定後6ヶ月の時点で認定を受けられていない場合には、各事情を総合的に勘案して判断します。事業基盤強化計画の申請につきまして不明な点がある場合には、制度を所管している国土交通省船舶産業課（03-5253-8634）の他、ゼロエミッション船等建造促進事業事務局にもお気軽にお問い合わせください。
16	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ⑤投資計画の内容	補助事業終了後5年間以上生産を継続できなかったときはどのような取り扱いになるのですか。	事業が計画通り履行されない場合には、事業者が環境省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求めるとします。
17	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ⑤投資計画の内容	「事業終了後」とはどのような場合ですか。	建物・設備の取得、設置が完了し、経費が全て支払われることを言います。
18	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ⑤投資計画の内容	「ゼロエミッション船等の船舶・機器等の割合が低い場合は、交付決定に当たって条件を付すことがある」とのことですが、低い割合とはどれくらいでしょうか？	審査内容にかかわる内容なのでお答えできかねます。
19	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) I ⑤投資計画の内容	「⑤投資計画の内容」のうち、イについて、「やむを得ない事情が生じない限り」とは具体的にどのような事情を指すのでしょうか。	ご質問の件については、個別具体的な事例について、様々な事情を勘案しつつ判断することになると考えておりますが、一般論として、社会機能が停止するような大規模災害や感染症の発生等を想定しております。
20	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	どのような事業者が本事業に申請可能ですか。	公募要領に記載の要件を満たす企業になります。
21	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	事業者の範囲について、「GXリーグに加入するなど」とあるが、必ずしもGXリーグに加入する必要はあるのでしょうか。	必ずしもGXリーグに加入する必要はありません。公募要領「1.(2) II 事業者の範囲」に記載のとおり、温室効果ガス排出削減のための取組を実施することをもって足りります。
22	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組」とはどのようなものなのでしょうか。	公募要領の様式第3別添3及び別紙1又は2を参照下さい。
23	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	日本国内にて登記された法人だが、国内の事業実施場所より国外の事業実施場所の方が多く、補助を受けた設備の殆どが国外で使用される予定である場合、対象の事業者となることができそうですでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象としており、国外で実施される事業を対象とはしていません。
24	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	海外で運営している事業所も対象になりますでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象としており、国外で実施される事業を対象とはしていません。
25	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	日本にて登記されており、事業実施場所を国内に有していれば、外資系の企業であっても本補助金を受け取ることができるのでしょうか。	対象になります。
26	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体等以外の協同組合は申請できますでしょうか。	会社のほか、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学など、法人格を有していれば申請は可能です。
27	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2) II 事業者の範囲	直近の決算において、債務超過となった場合でも申請できますでしょうか。	本事業における事業者の範囲として、公募要領「1.(2) II 事業者の範囲」に示す「本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること」に該当することを示していただく必要があります。

28	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)Ⅱ事業者の範囲	共同申請者数に上限はありますでしょうか。	特段の上限はありません。また、リース会社と共同申請を行う場合については1企業につきリース会社1社との共同申請を認めます。
29	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)Ⅲ不支給要件のいずれにも該当しないこと	リース会社を共同申請者とする場合、どのようなリース契約が補助対象となるのでしょうか。	リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。なお、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
30	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)Ⅲ不支給要件のいずれにも該当しないこと	割賦払は補助対象となるのでしょうか。	割賦払に係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとします。
31	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)Ⅲ不支給要件のいずれにも該当しないこと	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。
32	1.事業の目的・間接補助対象事業者について	1.(2)Ⅲ不支給要件のいずれにも該当しないこと	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースの場合、補助対象となるのでしょうか。	処分制限期間内に譲渡する前提のリース契約の場合は申請できません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。
33	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	附帯設備とは何ですか。	建物と切り離すことのできない設備を言います。
34	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	補助率が「以内」となっているのはどういふことでしょうか。	審査の結果、公募要領に記載の補助率を上限とし変動する可能性がありますのでご了承ください。
35	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	設備を設置するために、建物の基礎工事が必要となるが、補助対象となりますでしょうか。	設備機械装置、建物等の取得に必要な不可欠なものは対象となる認識です。
36	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	設備費にはどのようなものが含まれますか。	設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費を言います。自社の設備費に係る労務費も含まれます。
37	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	設備費については、自社の労務費も補助対象になるとのことだが、どのような根拠で算定すべきでしょうか。	補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等当該機械設備を稼働させるために必要な作業に要する人員に係る労務費であって、製造原価に参入されている費用とします。
38	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	建物取得費と設備費はどのような基準で区別すればよいでしょうか。	建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費とし、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費は設備費とします。
39	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	システム購入費について、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用は該当するのでしょうか。	設備機械装置稼働のため直接的に必要なソフトウェアの購入費及び稼働のために必要な改造費は対象となります。
40	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	補助対象経費が「真に必要なかつ適切」とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	当該補助対象経費が、当該事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることをもって判断いたします。
41	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	「申請事業者の自社製品の購入、共同申請者への発注は、利益排除の対象となります。」と記載がありますが、利益排除の算出方法、提出する証拠の指定(直近年度の決算書等)はありますか。また、上記以外の申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等、やグループ会社等)への発注は同様に利益排除の対象、元来「補助対象経費」となりますでしょうか。	利益排除の算出方法、提出する証拠の指定はありませんが、原価であることが客観的かつ合理的に分かる資料が必要となります。 申請事業者の関連会社(親・子・孫会社等、やグループ会社等)への発注は、補助対象となりますが利益排除の対象となります。
42	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	補助対象設備について、設備機械装置は新品の装置である必要はあるのでしょうか。	必ずしも新品である必要はありません。
43	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となるか。	機械設備の設置にかかる費用は補助対象となります。主に人件費の実費等が対象となります。

44	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、補助対象となるか。	自社所有でない建物等に設置する設備についても補助対象となります。ただし、家具は対象となりません。
45	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	補助対象とならない費用(補助対象外経費)はどのようなものがありますか。	公募要領「2. 対象経費の区分、補助率及び限度額等について」の注意書きをご参照ください。
46	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	2.対象経費の区分、補助率及び限度額等について	今回の補助金の補助対象経費は「建物取得費」「設備費」「システム購入費」は国内ロケーション、国内利用だが、申請事業者の支払先の会社や取得する建物、設備、システム購入費の支払先は海外であっても補助対象となりますでしょうか。	対象になります。
47	4. 補助実施期間について	4. 補助実施期間について	間接補助事業の終了はいつ時点でしょうか。	令和10年度末までに、間接補助事業を終了する必要があります。 応募→採択→交付申請→交付決定→事業開始(発注)→確定検査→補助金額確定→補助金交付→事業完了という一般的な流れを終え、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了した時点をもって、事業終了とします。
48	5.間接補助事業者の義務等	5.間接補助事業者の義務等	間接補助事業に変更があった場合の「具体的」な申請方法を教えてください。	ホームページに掲載の交付規程第6条並びに第8条第1項第3号及び第5号を参照して下さい。
49	5.間接補助事業者の義務等	5.間接補助事業者の義務等	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならぬのですか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。
50	5.間接補助事業者の義務等	5.間接補助事業者の義務等	交付年度中の進捗状況の報告とはどのようなものですか。	交付規程第8条第1項第6号を参照して下さい。(様式第8関係)
51	5.間接補助事業者の義務等	5.間接補助事業者の義務等	間接補助事業で取得した設備等について、譲渡等を行う場合どのような手続きが必要でしょうか。	間接補助事業で取得した設備等の譲渡等については基本的に認められませんが、やむを得ない事情により当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に事務局の承認を得る必要があります。
52	5.間接補助事業者の義務等	5.間接補助事業者の義務等	本間接補助事業が収益を生んだ場合の取り扱いについて教えてください。	本間接補助事業では、補助事業の事業化により収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めません。
53	6.その他	6.その他	概算払いを受けることが可能でしょうか。	間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費(支払行為)の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります(概算払い)。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、年度途中の概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。
54	6.その他	6.その他	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますでしょうか。	事前着手の届出が受理された場合を除き、交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。
55	6.その他	6.その他	契約、発注等はいつから可能でしょうか。	事前着手の届出が受理された場合を除き、間接補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。
56	6.その他	6.その他	複数見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	合理的な理由なく、複数見積の最安値以外の事業者に発注した場合、原則として補助対象外となります。(過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。)
57	6.その他	6.その他	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいでしょうか。	当該値引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象したものを区別して明示してください。
58	6.その他	6.その他	間接補助事業で取得した土地・建物に抵当権を設定する場合でも、補助対象になりますでしょうか。	土地については、補助対象外となります。間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請もしくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受ける必要があります。抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります(根抵当権は不可)。間接補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできません。

59	7.応募申請書類の提出について	7. (1) 受付期間	締切後の内容の変更は受付可能でしょうか。	申請後の変更はできません。
60	7.応募申請書類の提出について	7. (1) 受付期間	交付申請から交付決定まで、およそどれくらいの時間がかかりますか。	各企業個別事情によって変動するので回答できません。
61	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	申請書類の提出は、jGrants又は電子メールに限りますでしょうか。	jGrants又は電子メールでの申請のみを受け付けます。FAX、持込、郵送による提出は受け付けません。
62	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	jGrantsの操作方法について教えてください。	こちらのURLを参照ください https://www.jgrants-portal.go.jp/
63	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	jGrantsのアカウント作成が間に合わなかった場合はどうすればいいでしょうか。	理由の如何を問わず、締切後の申請はできません。特にGBizIDは取得には2-3週間を要する場合がありますので、余裕をもって申請ください。jGrants又は電子メールでの申請のみを受け付けます。
64	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	申請に必要なGBizIDはどのように取得すればよいでしょうか。	以下のURLから、アカウントを申請ください。登録まで2-3週間程度を要する場合がありますので、ご注意ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
65	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	GBizIDはどのアカウント（エントリー/プライム/メンバー等）を取得すればよいでしょうか。	jGrantsをご利用いただくにはGBizIDの「gBizIDプライムアカウント」の取得が必要です。
66	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	GBizIDは取得にどの位の期間がかかるのでしょうか。	2-3週間程かかる場合もございますので、余裕をもってご準備下さい。
67	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	申請書類のアップロードに容量制限はありますか。	jGrantsの場合は1ファイル（zip形式不可）当たり16MBまでとなっております。また、電子メールによる申請の場合の添付ファイルは合計10MBとなっております。
68	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	申請の取り下げを行いたいが、どのような手続きをすればよいでしょうか。	申請の取り下げをご希望される場合、事務局までお問合せください。
69	7.応募申請書類の提出について	7. (2) 提出方法	申請書類提出後～交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に手続きが必要でしょうか。	変更時に事務局までお問合せください。
70	7.応募申請書類の提出について	7. (5) 提出書類	添付書類の法人税務申告書別表1「申告書」（事業者印、税務署受領印、税理士印付き）、定款、履歴事項全部証明書等は原本の送付が必要でしょうか。	原本の提出は不要です。コピー等をご提出ください。
71	7.応募申請書類の提出について	7. (5) 提出書類	会社のパンフレット等がない場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、一般的な会社概要が分かる情報を整理し、独自フォーマットで作成ください。
72	8.採択の審査及び結果通知について	8. (1) 採択時の主な審査内容	審査基準はどのようになっているのでしょうか。	審査基準については、公募要領「8. 採択の審査及び結果通知について」 「（1）採択時の主な審査内容」をご参照ください。
73	8.採択の審査及び結果通知について	8. (1) 採択時の主な審査内容	審査は何点満点での評価でしょうか。また、各項目何点でしょうか。	審査基準については、公募要領「8. 採択の審査及び結果通知について」 「（1）採択時の主な審査内容」に記載している内容以外は、お答えできません。
74	8.採択の審査及び結果通知について	8. (1) 採択時の主な審査内容	申請書類に不備があった場合は、不採択になるのではなく、差戻し、再申請は可能でしょうか。	申請書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。なお、審査期間中、必要に応じ事務局からご連絡させていただき、追加説明資料を提出していただくことがあります。
75	8.採択の審査及び結果通知について	8. (1) 採択時の主な審査内容	面接審査ではどのような点を審査されるのでしょうか。	①基本的事項の審査 ②経営層のコミット、③産業競争力強化への貢献に関する審査、④排出削減への貢献に関する審査、④民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であるかに関する審査項目を中心にプレゼンテーション審査を実施します。なお、面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者の参加を求めます。

76	8.採択の審査及び結果通知について	8.(1)採択時の主な審査内容	代表権を有する者の参加を求めている面接審査に関し、審査委員会はどのような者で構成されているのか。	審査委員会の構成は非公開としています。
77	8.採択の審査及び結果通知について	8.(1)採択時の主な審査内容 ⑤人材確保に向けた取組に関する審査	賃上げ計画の表明をした場合、賃上げ計画はいつまでどのような形で実施すればよいのでしょうか。	賃上げ計画の表明をした場合、策定した賃金引上げ計画目標が申請年度終了時点で達成できなかった場合（事務局へ期間内に報告をしなかった場合も含む）は、補助金の返還を求める場合があります。
78	8.採択の審査及び結果通知について	8.(1)採択時の主な審査内容 ⑤人材確保に向けた取組に関する審査	従業員または従業員代表者に対して賃上げ計画の表明を行う際、将来の賃上げの実施に際して経営指標等の条件を付すことは可能でしょうか。	今回申請いただく従業員の賃金引上げ計画の表明については、本暦年/本事業年度を対象としており、将来の賃上げの実施については対象外です。
79	8.採択の審査及び結果通知について	8.(1)採択時の主な審査内容 ⑤人材確保に向けた取組に関する審査	賃上げ計画の表明とは、HP掲載等により社外にも公表する必要があるのでしょうか。	社外への公表は不要ですが、従業員に対する賃上げ表明の実施が必要です。
80	8.採択の審査及び結果通知について	8.(1)採択時の主な審査内容 ⑤人材確保に向けた取組に関する審査	既に賃上げを実施している場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	本暦年/本事業年度を対象とした賃上げを実施の場合は従業員の賃上げ引上げ計画の表明があったものとして取り扱いたします。
81	8.採択の審査及び結果通知について	8.(2)採否の通知等	不採択となった場合に、再度申請ができる機会はあるのでしょうか。	次回以降は未定です。
82	8.採択の審査及び結果通知について	8.(2)採否の通知等	採択となった場合に、次回以降の公募において再度申請することが可能でしょうか。	次回以降は未定です。
83	9.事業期間中の進捗確認等について	9.事業期間中の進捗確認等について	事業内容に変更等が生じた場合はどのような手続きが必要でしょうか。	交付規程第6条並びに第8条第1項第3号及び第5号を参照して下さい。
84	9.事業期間中の進捗確認等について	9.事業期間中の進捗確認等について	事業の進捗確認とはどのようなものでしょうか。	企業が表明したコミットメントの実効性を担保する観点から、事業期間にわたって事務局が毎年度、交付決定された事業の進捗を確認することとします。事業が計画通り履行されない場合には、事務局が環境省と協議の上、必要と認める場合は第三者委員会を組成し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。なお、審査の要否判断や審査に当たっては、事業の進捗状況のみならず、市場動向や技術進展の動向、事業環境の変化等を含め、総合的に勘案します。
85	9.事業期間中の進捗確認等について	9.事業期間中の進捗確認等について	事業に遅れが生じた場合、どのようにすればよいのでしょうか。	交付規程第8条第1項第5号を参照して下さい。
86	9.事業期間中の進捗確認等について	9.事業期間中の進捗確認等について	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還を求められるのでしょうか。	事業が計画通り履行されない場合には、事務局が環境省と協議の上、必要と認める場合は第三者委員会を組成し、審査を行います。第三者委員会では、事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行うこととします。なお、審査の要否判断や審査に当たっては、事業の進捗状況のみならず、市場動向や技術進展の動向、事業環境の変化等を含め、総合的に勘案します。
87	10.事前着手の届出・受理の結果通知について	事前着手届出	事前着手の届出が共同申請の場合、申請者欄も連名にする必要があるのでしょうか。	事前着手の届出についても、共同申請の場合は、申請者欄に共同申請する事業者すべての名称等を記載して下さい。

88	様式第3 補足資料	様式第3 補足資料	決算書は貸借対照表を提出すればよいでしょうか。	下記をご提出ください。 直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書） （申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出） ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」 C. 税理士法33条の2に規定する添付書面 D. 会社法の規定に基づく会計参与報告書
89	様式第3 補足資料	様式第3 補足資料	「申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）」とは具体的に何を用意すればよいでしょうか。	申請者の事業概要、出資者、役員の一覧が記載されている書類などをご提出ください。
90	様式第3 間接補助事業の実施計画	1. (1) 産業構造変化に対する認識 他	様式第3に記載の項目については全て記載する必要がありますか。	例示であり、全て回答する必要はありません。
91	様式第3 間接補助事業の実施計画	1. (2) 市場のセグメント・ターゲット	セグメント分析において、マトリクスを用いる必要はありますか。	例示であり、必ずしもマトリクスを用いる必要はありません。
92	様式第3 間接補助事業の実施計画	1. (2) 市場のセグメント・ターゲット	算出結果は第三者認証が必要でしょうか。	必要ありません。
93	様式第3 間接補助事業の実施計画	1. (2) 市場のセグメント・ターゲット	算出方法に決まりはあるのでしょうか。	国際標準（ISO）等に準拠していることが望ましいが、決まりはありません。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがあります。
94	様式第3 間接補助事業の実施計画	3. 民間企業のみでは ...	IRRや投資回収期間について、間接補助事業実施前後でどのような値になっていけば良いのでしょうか。	決まった数値はなく、「補助を前提としない場合には、投資計画のIRR（internal rate of return：内部利益率）及び投資回収期間が投資判断に至る自社の水準には達しない一方、補助対象となることでその水準に達する計画となっていること」を説明いただきたいと考えています。
95	様式第3 間接補助事業の実施計画	3. 民間企業のみでは ...	リスクが大きい方が良いのでしょうか。	民間企業のみでは投資判断が真に困難と考えられるリスクについて、審査します。
96	様式第3	様式第3 別添1 経費明細	公募要領の補助対象設備等の表の大項目、中項目にある複数の案件を申請したいです。様式第3別添1・2（経費明細・収支計画）にどのように記載すれば良いでしょうか。	例えば、燃料タンクの生産設備と燃料供給システムの生産設備を申請する場合、大項目の欄にそれぞれ「エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備」と記入し、中項目の欄にそれぞれ「燃料タンクの生産設備」、「燃料供給システムの生産設備」と記入して下さい。添付（記入方法の参照）も参照して下さい。
97	様式第3	様式第3 別添1 経費明細	複数の事業所の案件の申請は、様式第3別添1・2（経費明細・収支計画）にどのように記載すれば良いでしょうか。	例えば、機装プラットフォーム等について、複数の事業所について申請する場合、それぞれ大項目の欄に「機装プラットフォーム等」、中項目の欄に「同左」と記入し、備考の欄にそれぞれ「▽▽事業所」、「☆☆事業所」と記載して下さい。添付（記入方法の参照）も参照して下さい。

98	様式第3	様式第3 別添1 経費明細	FAQの大項目、中項目の該当例について、該当例があるものと無いもの申請は、様式第3 別添1・2（経費明細・収支計画）にどのように記載すれば良いでしょうか。	例えば、中項目の燃料タンクの生産設備として、燃料タンク部品の生産設備の場合、大項目の欄に「エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備」、中項目の欄に「燃料タンクの生産設備」と記載し、その右の備考の欄に「燃料タンク部品生産設備」と記載して下さい。備考欄の該当例及び品名の欄以降の内容等により、補助対象設備等（大項目及び中項目）に該当するか審査します。また、該当例に無い場合、大項目の欄に「エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備」、中項目の欄に「燃料供給システムの生産設備」と記載し、その右の備考の欄に該当に関しては記載しないで下さい。品名の欄以降の内容等により、補助対象設備等（大項目及び中項目）に該当するか審査します。添付（記入方法の参照）も参照して下さい。
99	様式第3	様式第3 別添1 経費明細	<事業者毎の経費明細>欄の「その他」とは何を書けば良いのでしょうか。	間接補助事業に要する経費において、補助対象経費以外の経費をその他に記載してください。
100	様式第3	様式第3 別添2 収支計画	補助事業期間中は売上や利益を記載せず、事業終了後5年間の想定を記載すれば良いのでしょうか。	そのように記載ください。
101	採択決定後について(公募要領外)	採択決定後について	採択決定されてから、補助金の支払までどの位の期間がかかるのでしょうか。	補助金の支払いは、複数年度事業においては各年度末時に、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況を踏まえ、所定の手続きを経た上で、複数年度分の交付決定額のうち、当該年度分の交付決定額を上限とした支払いを行います。また、間接補助事業終了後（複数年度事業においては最終年度）、間接補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後、当該年度分の交付決定額を上限として支払い（精算払）を行います。なお、確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。
102	採択決定後について(公募要領外)	採択決定後について	採択決定後に辞退をすることは可能でしょうか。	採択決定後に辞退される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
103	採択決定後について(公募要領外)	採択決定後について	特に連名での申請の場合、補助金の支払先はどこになるのでしょうか。	補助対象経費を負担した事業者に対して補助金を支払います。
104	採択決定後について(公募要領外)	採択決定後について	補助金の給付がなされた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどのような名目でしょうか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。
105	その他(公募要領外)	提出書類等チェックシート	決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類とあるが、具体的にはどのような書類か。	財務三表をご提出ください。
106	その他(公募要領外)	その他(公募要領外)	公募は今回限りでしょうか。今後、追加で公募が行われる可能性はないのでしょうか。	次回以降の公募は未定です。
107	その他(公募要領外)	その他(公募要領外)	交付決定までのスケジュールが不確定のようですが、間接補助事業の開始は令和6年度内に行わなければならないのでしょうか。	間接補助事業は、令和6年度内に開始してください。
108	その他(公募要領外)	その他(公募要領外)	令和7年度の事業は、いつから着手できますか。	令和6年度から複数年度に渡り補助金交付決定をしていますので、令和7年4月1日から着手できます。
109	その他(公募要領外)	その他(公募要領外)	補助金の交付申請は、いつ、どのような記載で行えば良いのでしょうか。	採択通知後に交付規程の交付申請書により申請して下さい。間接補助事業に採択された者には、事務局より交付規程（ホームページに掲載のもの）及び記入方法を送付する予定です。

添付 記入方法の参照（様式第3別添1・2（経費明細・収支計画）の別添1-1, 1-2及び1-3の各シート）

申請案件を申請者及び審査双方において確実に共有するため、左下「別添1-1, 1-2及び1-3の各シートにおける建物等及び設備の記入方法」による記入をお願いします。表1及び表2を参照して記入して下さい。

様式第3別添1・2（経費明細・収支計画）の
別添1-1, 1-2及び1-3の各シートにおける建物等及び設備の記入方法

番号	第1シート（記入方法の 注意点）の表1		備考	品名
	大項目	中項目		
1	エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備	燃料タンクを生産設備	燃料タンクの部品生産設備	〇〇
2	エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備	燃料供給システムを生産設備		△△
3	艀装プラットフォーム等	同左	艀装栈橋 ▽▽事業所	□□
4	艀装プラットフォーム等	同左	艀装栈橋 ☆☆事業所	□□

(1) 複数の案件を申請する場合の記入方法(番号1及び2の大項目及び中項目)

燃料タンクの生産設備及び燃料供給システムの生産設備を申請する場合、大項目及び中項目の該当する内容を記入して下さい。

(2) FAQの大項目、中項目の該当例について、該当例にあるものと無いものの記入方法(番号1及び2の備考欄)

中項目の燃料タンクの生産設備としてFAQ該当例の燃料タンク部品生産設備の場合、大項目の欄に「エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備」、中項目の欄に「燃料タンクの生産設備」と記載し、その右の備考の欄に「燃料タンク部品生産設備」と記載して下さい。備考欄の該当例及び品名の欄以降の内容等により、補助対象設備等(大項目及び中項目)に該当するか審査します。

中項目の燃料供給システムの生産設備としてFAQに該当例が無い場合、大項目の欄に「エンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備」、中項目の欄に「燃料供給システムの生産設備」と記載し、その右の備考の欄に該当に関しては記載しないで下さい。品名の欄以降の内容等により、補助対象設備等(大項目及び中項目)に該当するか審査します。

(3) 複数の事業所の案件を申請する場合の記入方法(番号3及び4の備考欄)

艀装プラットフォーム等を2か所の事業所について申請する場合、大項目及び中項目の該当する内容を記入し、「備考」欄に事業所名を記入して下さい。

表1 補助対象設備等（公募要領1.（2）I①の表1より）

大項目	中項目
エンジン、	エンジンの生産設備
燃料タンク、	燃料タンクを生産設備
燃料供給システム等	燃料供給システムを生産設備
の生産設備	電気推進、燃料電池システムの生産設備
	配管、ポンプ等のゼロエミッション船等関連設備の生産設
<p>ゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等を船舶に搭載（艀装）するための設備等（艀装プラットフォーム等）</p>	

表2 FAQ (部分)

よくあるご質問	回答
<p>公募要領1. (2) I①表1 (補助対象設備等) の中項目「エンジンの生産設備」にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>該当例に、エンジン生産建屋、エンジン運転台、エンジン試運転に係る設備、エンジン生産設備、エンジン部品生産設備、新燃料供給・受入・貯蔵・処分設備、付帯設備（エンクロージャー、排ガス処理関係設備、安全設備、排気ガス浄化装置）が挙げられます。</p>
<p>公募要領1. (2) I①表1 (補助対象設備等) の中項目「燃料タンクを生産設備」にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>該当例に、燃料タンク生産建屋、燃料タンク生産設備（溶接、塗装、防熱、固定具等）、燃料タンクの品質確認用試験設備、燃料タンク部品生産設備、付帯設備（クレーン、運搬台車、ガスコンプレッサー、移動屋根）が挙げられます。</p>
<p>公募要領1. (2) I①表1 (補助対象設備等) の中項目「燃料供給システムを生産設備」にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>該当例に、燃料供給システム生産建屋、燃料供給システム生産設備、燃料供給システムの品質確認用試験設備、燃料供給システム部品生産設備が挙げられます。</p>
<p>公募要領1. (2) I①表1 (補助対象設備等) の中項目「電気推進、燃料電池システムを生産設備」にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>該当例に、電気推進システムを生産設備、電気推進システムの部品生産設備、電気推進システムの品質確認用試験設備、燃料電池システムを生産設備、燃料電池システムの部品生産設備、燃料電池システムの品質確認用試験設備が挙げられます。</p>
<p>公募要領1. (2) I①表1 (補助対象設備等) の大項目及び中項目「艦装プラットフォーム等」にはどのようなものが含まれますか。</p>	<p>該当例に、陸上先行艦装用建屋（配管設置、溶接、塗装）、クレーン（新設又は能力を増強したもの）、艦装栈橋、拡張したドック、ドック周辺設備（ゲート、ウィンチ、ポンプ、台座）、付帯設備（クレーンレール、係留ドルフィン、特殊フォークリフト、エレベータータワー）、クレーン付帯設備（移動屋根、移動台車、遠隔操作設備）、新燃料の供給・受入・貯蔵・処分設備、陸上先行艦装用設備（配管設置、溶接、塗装）、艦装用電力・流体設備が挙げられます。</p>